

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(印西市市指定 1274300019 号)

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護状態」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	1
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 事業所の職員体制及び担当.....	2
5. 居宅介護支援の内容.....	4
6. 利用料その他の費用の額.....	5
7. 相談・苦情窓口.....	5
8. サービス提供における事業所の義務.....	6
9. 事故発生時の対応等.....	6
10. 電磁的記録等について.....	6
11. その他運営に関する重要事項.....	7

社会福祉法人 六親会

プレーグ本塾居宅介護支援事業所

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 六親会
- (2) 法人所在地 千葉県印西市笠神 1620
- (3) 電話番号 0476-97-0100 / ファックス番号 0476-97-0030
- (4) 代表者氏名 理事長 湯川 智美
- (5) 設立年月 平成 6 年 8 月 15 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 要介護状態にある高齢者に対する適正な指定居宅介護支援サービスの提供
- (3) 事業所の名称 プレーグ本塾居宅介護支援事業所
- (4) 事業所の所在地 千葉県印西市牧の原 1-3
- (5) 電話番号 0476-85-5777 / ファックス番号 0476-40-6061
メールアドレス kyotaku@rikushinkai.com
- (6) 事業所長（管理者） 遠井 務
- (7) 当事業所の運営方針
 - ①要介護状態となった場合においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
 - ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
 - ③事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携調整に努めます。
 - ④要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分に配慮します。
 - ⑤関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体との連携に努めます。
 - ⑥指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明します。
 - ⑦利用者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
 - ⑧指定居宅介護支援を提供するにあたっては、介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効行うよう努めます。
- (8) 開設年月 平成 12 年 4 月 1 日

(9) 法人が行っている他の業務

【特別養護老人ホームプレーグ本塾】	千葉県 1274300050 号 定員 56 名
【プレーグ本塾短期入所生活介護事業所】	千葉県 1274300043 号
【プレーグ本塾通所介護事業所】	千葉県 1274300035 号
【プレーグ本塾居宅介護支援事業所】	印西市 1274300019 号
【印西市本塾地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）】	印西市 1203600026 号
【介護付有料老人ホームリーベン鎌ヶ谷】	千葉県 1272900471 号
【小規模多機能型居宅介護リーベン鎌ヶ谷】	鎌ヶ谷市 1292900022 号
【認知症対応型共同生活介護リーベン鎌ヶ谷】	鎌ヶ谷市 1292900030 号
【特別養護老人ホームプレーグ船橋】	船橋市 1270905324 号 定員 90 名
【プレーグ船橋短期入所生活介護事業所】	船橋市 1270905530 号
【特定施設入居者生活介護事業所豊寿園】	船橋市 1270905654 号
【プレーグ船橋居宅介護支援事業所】	船橋市 1270907858 号
【船橋市三山・田喜野井地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）】	
【プレーグ印西牧の原通所介護事業所】	千葉県 1273600609 号
【成田市公津地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）】	
【八千代市八千代台地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）】	八千代市 1202600100 号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 印西市、栄町、成田市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日
休業日	日曜日、12月31日～1月2日
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

24 時間連絡が可能な体制となっています。

4. 事業所の職員体制及び担当

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	職務の内容
1. 管理者 (主任介護支援専門員兼務)	1 名	—	—	一元業務管理
2. 介護支援専門員 (利用者 44 人まで一人、またはその 端数を増すごとに一人)	2 名 以上	—	—	申込受付、ケアプラン作成、サービス事業者等との連携調整

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス開始時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第 10 条参照）

①事業所の都合により、介護支援専門員を交代することがあります。介護支援専門員を交代する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮致します。

②選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、事業所に対して交代を申し出ることができます、ただし、特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第21条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者が要支援状態または非該当と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第22条、第23条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第24条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ③ 契約者に対して6ヶ月以上居宅介護支援の実施がなく、かつ契約者またはその身元引受人ないし家族（内縁関係等の関係者を含む）と連絡を取ることが困難で、適切な居宅介護支援の継続が不可能となる場合

5. 居宅介護支援の内容

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

(1) サービスの内容（契約書第4～9条参照）

①居宅サービス計画の作成

利用者の家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、指定居宅サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させ、利用者の居宅サービス計画の作成を支援するものとします。

- ・介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接をして必要な情報を収集し解決すべき課題を把握します。
- ・介護支援専門員は、複数事業所の紹介を行い、担当介護支援専門員がサービス事業所を選択した場合は、その選択した理由を説明します。また、集合住宅等にお住いの利用者においては、利用者の意志に反して集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業所のみを選定し、居宅サービス計画に位置付けることは不適切ですので、その様な居宅サービス計画の作成は行いません。
- ・訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医師による意見を踏まえて、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成します。
- ・選択制の対象福祉用具の提供に当たっては、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師や居宅サービス計画原案に位置付けた担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、提案を行います。
- ・公正中立性の確保のための取り組みとして、前6か月に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（販売）のサービスの割合及び、前6か月に作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（販売）のサービスごとの同一事業所によって提供された割合について利用者に説明します。また、書面を交付希望の際はお渡します。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は利用者の同意を得て主治医等の意見を求め、意見を求めた医師等に対して居宅サービス計画を交付します。

指定居宅サービス事業所等を利用する場合は、その事業所から報告された利用者の口腔に関する問題や服薬状況及び担当介護支援専門員が把握した利用者の状態等について担当介護支援専門員から主治医や歯科医師、薬剤師に必要な情報を報告します。また、利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④給付管理

事業所は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき、毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出をします。

⑤介護保険施設の紹介

利用者が介護保険施設等への入所または入院を希望する場合には、介護保険施設等の紹介その他の支援を行います。

⑥医療機関との介護連携

利用者が医療機関に入院された場合は、医療機関と介護の連携を図るために、担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供願います。

6. 利用料その他の費用の額（契約書第 11 条、第 12 条参照）

居宅介護支援に関するサービス利用料金については、要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので原則として利用者の自己負担はありません。

※介護保険料の滞納等により、法定代理受領受領ができなくなった場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて【重要事項説明書 別紙】に記した金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日住所地の市区町村窓口提供しますと全額払い戻しを受けられます。

①交通費

前記 3 の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の方は介護支援専門員が訪問するための交通費が必要です。

通常の事業の実施地域を越えた地点から片道おおむね 30 キロメートル未満	800 円
通常の事業の実施地域を越えた地点から片道おおむね 30 キロメートル以上	1,000 円

※費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族等に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとします。

②解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、解約に伴う料金は一切ありません。

7. 相談・苦情窓口について（契約書第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条参照）

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情およびサービス事業所等に対する相談苦情の申出をしやすくするために窓口を設置し、担当者を選任致します。

○相談・苦情受付窓口 [担当] 蓮實 睦美 [職名] 主任介護支援専門員

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 午前 08:30～17:30

○連絡先 電話 0476-85-5777 FAX 0476-40-6061

メール kyotaku@rikusinkai.com

別に下記の当事業所以外の市区町村の相談・苦情窓口にも苦情を伝えることもできます。

(2) 上記以外の行政機関その他苦情受付窓口

機関名称	所在地・電話番号・FAX・受付時間
印西市役所 福祉部 高齢者支援課 介護保険係	所在地 千葉県印西市大森 2362 - 2 電話番号 0476-42-5111 (代)・FAX 0476-42-7274 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
印旛郡栄町役場 健康介護課 介護総務班	所在地 千葉県印旛郡栄町安食台 1 丁目 2 番 電話番号 0476-95-1111 (代) 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
成田市役所 福祉部 介護保険課	所在地 千葉県成田市花崎町 760 番地 電話番号 0476-22-1111 (代)・FAX 0476-24-1655 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
千葉県社会福祉協議会 千葉県運営適正化委員会 (福祉サービス利用者サポートセンター)	所在地 千葉県千葉市中央区千葉港 4 - 3 千葉県社会福祉センター5F 電話番号 043-246-0294 (代)・FAX 043-246-0298 受付時間 午前 9 時～午後 5 時
千葉県 国民健康保険団体連合会 介護保険室 苦情処理係	所在地 千葉市稲毛区天台 6 丁目 4 番 3 号 電話番号 043-254-7428・FAX 043-254-7401 受付時間 午前 9 時～午後 5 時

8. 秘密の保持 (契約書第 14 条参照)

- (1) 事業所の従業者は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう管理し、退職者等が、正当な理由なく業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう必要な措置を講じます。
- (2) 他の居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者またはその家族から同意を得ます。

9. 事故発生時の対応等 (契約書第 20 条、25 条参照)

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、市区町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。守秘義務に違反した場合も同様とします。また、居宅介護支援の実施に伴って事業所の責に帰すべき事由により利用者の身体・財産等に損害を及ぼした場合には、その損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所に故意・過失がなかったことを証明した場合はこの限りではありません。

10 電磁的記録等について (契約書第 29 条参照)

- ・作成、保存その他これらに類するもののうち、当事業所の運営において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう）で行うことが規定されている又は、想定されるものについては、書面に変えて、データで行えるものとします。
- ・交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、当事業所の運営において書面で行うことが規定されているまたは想定されるもの

のについて、利用者またはその家族等の承諾を得られた際は、書面に代えて、データで行なえるものとします。

書類の交付方法の承諾について

書類の交付方法についてのご意向を下記より、お選びください。

- ☐ メール等での交付（ワード、エクセル、介護ソフトウェア等を使用して作成された書類での確認、交付）を承諾します。

メールアドレス （ ）

- ☐ 書面での交付を希望します。
☐ 都度の相談を希望します。
☐ どちらでも大丈夫です。

※ご希望の変更はいつでも可能です。担当介護支援専門員へご相談下さい。

1 1. その他運営に関する重要事項

（１）サービス提供における事業者の義務（契約書第 13 条、14 条、第 15 条、16 条、17 条、18 条、19 条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
- ④介護支援専門員は、常にその身分証を携行し、初回訪問時及び契約者やその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

（２）勤務体制の確保（ハラスメント防止のための措置に関する事項）

適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の措置を講じています。

（３）業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるとともに、介護支援専門員に対し、周知し、必要な研修及び訓練を定期的の実施します。

(4) 虐待防止のための措置に関する事項

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）を講じます。

(5) 身体拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

居宅介護支援の提供の開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明日 年 月 日

＜事業者＞	所在地	千葉県印西市笠神 1620
	名称	社会福祉法人 六親会
	代表者	理事長 湯川 智美

＜事業所＞	所在地	千葉県印西市牧の原 1 - 3
	名称	プレーグ本塾居宅介護支援事業所
	管理者	遠井 務

＜説明者＞ 所属 プレーグ本塾居宅介護支援事業所
職名 介護支援専門員

氏名 _____ 印 _____

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、内容に同意します。

利用者

<住 所>

<氏 名>

利用者は、心身の状況等により署名ができないため理解したことを確認の上、署名を代筆しました。

代筆者（代筆の場合）

<住 所>

<氏 名> (続柄)